

(第三種郵便物認可)

プール授業対応

「伝染性軟腫（みずいぼ）」などの皮膚感染症について日本臨床皮膚科医学会と日本小児皮膚科学会が今年5月、プール授業での対応に関する統一見解をまとめ公表した。これまでプールに入っていたいのかどうか、医師や学校などによって対応が異なっていた問題に初めて一定の方向性を示した画期的な内容で、保護者や学校現場の混乱を解消するのが狙い。日本臨床皮膚科医学会学校保健委員会の大川委員長に見解の概要を聞いた。

日本臨床皮膚科医学会と日本小児皮膚科学会が統一見解

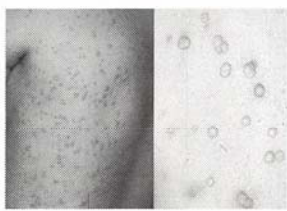
日本臨床皮膚科医学会
学校保健委員会

（前橋皮膚科医院院長）
大川 司委員長



「手足口病」など皮膚の学校感染症である疾患は学校保健安全法において「第三種 その他の感染症」に属しており、出席停止期間の基準は「病状により学校のその他の医師において感

染の恐れがないと認めるまで」となっている。このため医師や地域によって対応が異なっていたことから出席停止については2010



皮膚の接触感染でうつる伝染性軟腫（みずいぼ）

会と日本小児皮膚科学会でも公表。日本皮膚科学会でも容認する方向で検討している。また、日本学校保健会のポータルサイトでも

年7月に日本臨床皮膚科医学会・日本小児皮膚科学会・日本皮膚科学会・日本小児感染症学会が共同で指針を示した。しかし、「み

学校現場の混乱解消へ 方向性示す画期的指針

ずいぼ」「伝染性膿痂疹（とびひ）」などについてはプール授業に関する一定の見解を出してほしいという要望が学校現場などから出ていた。今回の統一見解は今夏のプール開きに間に合うよう日本臨床皮膚科

（学校感染症 第三種 その他の感染症：皮膚の学校感染症とプールに関する日本臨床皮膚科医学会・日本小児皮膚科学会の統一見解より）

皮膚の学校感染症について プールに入ってもいいの？

- 1) 伝染性膿痂疹（とびひ）**
かきむしったところの滲出液、水疱内容などで次々にうつります。プールの水ではうつりませんが、触れることで症状を悪化させたり、ほかの人にうつす恐れがありますので、プールや水泳は治るまで禁止して下さい。
- 2) 伝染性軟腫（みずいぼ）**
プールの水ではうつりませんので、プールに入っても構いません。ただし、タオル、浮輪、ビート板などを介してうつることがありますから、これらを共用することはできるだけ避けて下さい。プールの後はシャワーで肌をきれいに洗いましょう。
- 3) 頭虱（あたまじらみ）**
アタマジラミが感染しても、治療を始めればプールに入っても構いません。ただし、タオル、ヘアブラシ、水泳帽などの貸し借りはやめましょう。
- 4) 疥癬（かいせん）**
肌と肌の接触でうつります。ごくまれに衣類、寝床、タオルなどを介してうつることがありますが、プールの水ではうつることはありませんので、治療を始めればプールに入っても構いません。ただし、角化型疥癬の場合は、通常の疥癬と比べ非常に感染力が強いため、外出自体を控える必要があります。

見解となりそうだ。特に「みずいぼ」については長期間を要するが自然治癒することもあるため、医師によって治療方針が大きく異なり、プールについても「禁止」「容認」「ケースバイケース」など判断が分かれていた。統一見解では、「プールに入っても構わない」としながらも「タ

大川委員長は「論文など根拠のあるデータに基づいて検討を重ね、医会会員の意見も募集して、ようやく統一見解としてまとめることができました。学校はもとより保育園、幼稚園でもプール遊びの際の指針としても活用していただき、学校現場や保護者の混乱を避けるための一助になればと思います」と話している。統一見解は日本臨床皮膚科医学会HP（<http://www.jclm.org/>）、日本小児皮膚科学会HP（<http://jstpa.hin.jp/>）、日本学校保健会の学校保健ポータルサイト（<http://www.gakuhoken.jp/>）で公開している。